

東京都立山崎高等学校同窓会活動支援金支給試行要領

目的

同窓会の目的に合致している会員の活動に対して、支援金を支給することにより活動を支援する。併せて、活動報告等を公表することにより同窓会活動活性化等の波及効果を期待する。

支給要件

以下の1から3の全てに当てはまること、または4に該当すること

- 1 支援金を受ける活動が同窓会の目的に合致していること
- 2 参加者の10名以上が会員であること
- 3 支援金を受ける活動の報告を同窓会 website 上で公表することに同意すること
- 4 その他、会の目的達成に資する活動で同窓会役員会が特に認めたもの

支給金額

- ・ 会員一人千円以内。但し、同一参加者の受給は年度内1回までとし、1回の必要経費が一人当たり千円を下回った場合はその金額までとする。
- ・ 受付件数は年度予算の範囲内とする。先着順に支給候補を決定し予算に達し次第受付終了とする。

申し込みから支援金支給までの大まかな流れ

- 1 支援金申し込み 活動内容、代表者連絡先、会員参加者名等記載
- 2 事前審査、支援内定 要件に合致しているか、会員であるか確認
- 3 活動実施
- 4 活動報告書等提出 実施内容、参加者写真、領収書
- 5 完了審査、支援金支払い決定 報告書・参加者・経費等確認
- 6 請求書提出、支援金支払い